

未決

朕樞密顧問、諮詢ヲ經テ昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」
宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク就職禁止、退官、退職
等ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

國務 各大臣

勅令第 號

第一條 昭和二十一年一月四日附聯合國取高司令官覺書公務

從事ニ適セザル者ノ公職ヨリ除去ニ關スル件ニ掲グル條項ニ該官

スル者トシテ内閣總理大臣ノ指定スル者官職官廳特別支配ニ屬

スル會社、協會其他ノ團體ノ幹部タル役職員ノ職ニシテ内閣總理

大臣ノ指定スルモノヲ含ムニ就キスハ帝國議會ノ議員若ハ市長ト爲

コトヲ得ズ其ノ現ニ勅任待遇以上ノ官職(特別ノ法令ニ依リ設立セラ

レタル會社其他ノ法人ノ幹部タル役職員ノ職ニシテ内閣總理大臣ノ

指定スルモノヲ含ム)ニ在ル者ハ退官又ハ退職シ、其ノ現ニ帝國議會

ノ議員タル者ハ其ノ職ヲ失フモノトス

前項ノ規定ニ該當スル者ニ付餘人ヲ以テ代フルコト困難ナル事情ア

ルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ者

ヲ官職ニ留任又ハ再任セシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ退官又ハ退職シタル者ハ内閣總理大臣ノ特ニ

定ムル場合ヲ除ク外公私ノ恩給、年金其他ノ手當又ハ利益ヲ受

クルコトヲ得ズ

第二條 前條ノ規定ニ該當スル者ハ貴族院伯子男爵議員選舉規

則ノ被選人並ニ貴族院帝國學士院員會議員互選規則及貴族院多

額納稅者議員互選規則ノ被選舉人タルコトヲ得ズ

地方長官貴族院多額納稅者議員互選規則第四條ノ互選人名

簿ヲ調製セントスル場合ニ於テハ互選人タルベキ者ヲシテ其ノ者ガ

前條第一項ノ規定ニ該當スル者ニ非ザル者ナルコトヲ證スルニ足ル書面ヲ

提出セシムベシ

地方長官前項ノ互選人タルベキ者前條ノ規定ニ該當スル者ニ非

ザル者ナルコトヲ確認シ難キトキハ前項ノ書面ヲ添附シ内務大臣

ヲ經テ内閣總理大臣ノ指示ヲ受クベシ

前二項ノ規定ハ貴族院伯子男爵議員又ハ貴族院學士院會員
議員ノ選舉ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス但シ地方長官トアルハ選舉
管理者トシ前項ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ内務大臣ヲ經ル
コトヲ要セズ

第三條 衆議院議員選舉法第六十七條第一項又ハ第二項ノ規定

ニ依ル議員候補者ノ届出又ハ推薦届出以下届出又ハ推薦届出ト

稱スルヲ選舉長ニ於テ受理セントスル場合ニ於テハ議員候補者

タルベキ者ガ第一條第一項ノ規定ニ該當スル者ニ非ザル者ナルコトヲ證スル

ニ足ル書面ヲ併セ提出セシムベシ

選舉長ハ議員候補者タルベキ者第一條第一項ノ規定ニ該當スル者ニ

非ザル者ナルコトヲ確認スルニ非ザレバ其ノ者ノ届出又ハ推薦届

出ヲ受理スルコトヲ得ズ若シ其ノ者ガ第一條^(第一項)ノ規定ニ該當スル者ニ非ザル者ナルコトヲ確認シ難キトキハ前項ノ書面ヲ添附シ内務大臣ヲ經テ内閣總理大臣ノ指示ヲ受クベシ

第四條 各廳ハ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ規定ノ適用ニ關シ必要ナル質問調書ヲ徴スベシ

第五條 第二條第二項(同條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第三條第一項ノ書面又ハ前條ノ質問調書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタル記載ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス各廳ガ第一條ノ覺書ニ基キ報告書ヲ聯合國最高司令官ニ提出スル場合ニ於テ其ノ報告書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタル記載ヲ爲

シタル者ニ付亦同ジ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

就職禁止、退官、退職等ニ關スル勅令案修正箇所

第一條第一項中「公職ヨリ除去」ヲ「公職ヨリノ除去」ニ改ム

同項 括弧内「官廳ト金融上特別ノ關係アル」ヲ「資金其ノ他ノ關係ニ於テ官廳ノ特別ノ支配ニ屬スル」ニ改ム

同項中「市長トナルコトヲ得ス」ヲ「市長ト爲ルコトヲ得ス」ニ改ム

第二條第二項中「第四條」ノ下ニ「又ハ第三十九條」ヲ加フ

第二條及第三條中「第一條」ヲ「第一條第一項」ヲ加フ

同項中「同條ノ規定ニ該當スル者」ニ付「ヲ削ル